

若狭町教育方針

近年、生活の多様化や少子高齢化、核家族化、人間関係の希薄化の急速な進展など、私たちを取り巻く社会環境が大きく変化しています。

こうした変化の激しい社会のもと、教育の果たす役割は大きく、社会で自立していく力をつけ、共に心豊かにたくましく生きぬく子供たちへの教育に、大きな関心と期待が寄せられています。

新しい時代を築く、活力あるまちづくりを進めるための指針となる、「若狭町まちづくりプラン（若狭町総合計画後期計画）」を基本に、生涯にわたり豊かな自然環境や歴史文化を大切に守り育ててきた町民性を基盤とし、新しい時代に即応した町の創造を目指し、魅力ある個性に満ちた人材の育成に努めることが肝要です。

このため、人権と個性尊重の精神を基調に、社会の変化や厳しさに対応できる学力向上の実践や生涯学習の充実を図るとともに、家庭・地域・学校の教育機能の充実を目指し、相互の連携を強化しながら教育を推進いたします。

1. 町民一人ひとりが生きがいを追求し、豊かな知性と教養を培う生涯学習社会の実現を目指す。
2. 道徳教育の一層の推進と、奉仕活動や体験活動の充実を図り、人格・人権を尊重する仲間づくりやまちづくりを目指す。
3. 豊かな心と確かな学力を身につけさせるとともに、健康でたくましい心身のもとに「生きる力」を育む教育を推進する。
4. 町民一人ひとりの体力や年齢、目的に応じていつでも、どこでも主体的にスポーツに親しめる環境づくりを進める。
5. 「環境・芸術・文化振興ビジョン」を基本にして、地域の歴史と文化を尊重し親しむ機会を充実させ、広い視野にたって新しい芸術・文化を創造していく心を育てる。
6. 外国語（英語）教育の推進を図りつつ、日本人としての誇りを育み、国際社会の中で信頼と尊敬を得る人間性を育てる。

平成27年度 若狭町教育方策

若狭町教育方針を実現するため、次の重点方策を定め平成27年度の教育行政を推進する。

1 学校教育の充実

- (1) 子どもたちが安全で安心した学校生活を送ることができるよう家庭、地域、関係機関との連携を図り、学校内外の危機管理体制を強化する。
- (2) 学校や地域の実態を的確に把握し、学校教育計画の完遂と学校評価制度を活用した学校経営に努め、取り組みの成果や課題、改善策などを公表・説明し、信頼され特色ある学校づくりを推進する。
- (3) 自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応できる能力育成のため、基礎・基本の指導を徹底し、子どもたちの考える力や判断する力・表現する力の伸張を図り、一人ひとりの可能性を伸ばす教育に努める。
- (4) 「生きる力を育む」という理念を実現するため、新学習指導要領の主旨が生かされるよう努める。
- (5) 教職員自らの教育実践を絶えず評価し、社会の変化や保護者、地域から信頼される能力を身につけるなど、研究と修養に努め、指導力の向上を図る。
- (6) すべての教育の出発点である家庭教育の役割と重要性を再確認し、家庭、地域、学校が連携を深め、基本的な生活習慣や望ましい人間関係など、社会生活に必要な資質を養う教育を推進する。
- (7) 生徒指導及び教育相談によって、児童・生徒一人ひとりに寄り添いながら心のふれ合いを深め、不登校やいじめなどの予防、防止に対する対策を積極的に推進する。
- (8) ICTを活用した情報教育を推進し、学習に対する興味や関心、意欲を高めると共に、情報化社会におけるモラルやルールへの指導の充実を図る。
- (9) 国際人を育成する英語教育や、科学の基礎となる理科・数学教育の充実を図り、時代の進展に対応する教育を推進する。
- (10) 心豊かで思いやりのある児童・生徒の育成を図るために、全教育活動を通して生命尊重の教育や人権意識や感性を育む教育を推進する。
- (11) 社会性や豊かな人間性を育む観点から、総合的な学習の時間の趣旨を活かし、職場体験、社会奉仕活動や自然体験学習を通じて自らが課題を見つけ、自らが考えて判断する機会を充実させる。
- (12) 児童・生徒の社会性、協調性の育成と、発表力などの表現力も培うため、一人ひとりに対応したきめ細かな指導を推進するとともに、積極的に交流学习などを進める。
- (13) 教員の研究・研修交流などを通じて相互の連携を強化し、豊かな人間性と確かな学力を身につけた人材を育成する保・小・中教育の連携、中高一貫教育の充実を図る。
- (14) 学校給食の衛生管理体制の強化とともに、健全な心と体を培う食教育を家庭や地域と

連携して推進する。

- (15) 障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援し、適切な特別支援教育体制の整備充実を図る。
- (16) 三方五湖や北川など豊かな自然とのふれあいから、水と緑にあふれた環境を大切に、将来にわたり環境に対する責任と役割を理解させる環境教育を推進する。
- (17) ふるさとの自然や歴史・文化や伝統のもつ意義を理解し、それを誇りとする心の醸成を図ると共に、異文化を理解し尊重する国際感覚を育てる国際理解教育の推進に努める。
- (18) 地域社会との連携の中で、休日・祝日を活用したふるさと学習推進事業を実施する。
- (19) スポーツは文化であり、その祭典である平成30年に福井県で開催される「福井しあわせ元気国体」の開催を視野に、児童・生徒の体力増強、競技力の向上を図る。

2 生涯学習の推進

- (1) 社会教育関係団体や機関等との連携を深め、町民の多様な学習ニーズに対応する生涯学習推進体制の充実を図る。
- (2) 社会教育関係団体の活動が効果的に行われるよう、指導・支援すると共に、社会教育活動NPO等のネットワークの構築を図る。
- (3) 生涯学習による学びを地域の中で実践し、住民主体・住民参画の地域づくりを推進する。
- (4) 町民のボランティア精神の高揚と活動の定着化を図るとともに、生涯学習支援ボランティアの養成や地域人材の発掘・活用に努め、生涯学習の効果的な推進を図る。
- (5) 交流促進のための条件整備(組織づくり・指導者の育成等)に努め、都市、地域、世代間交流活動の推進を図る。
- (6) 文化施設、生涯学習施設等を生涯学習施設の拠点として位置付けし、施設を利用した学習機会の拡充と各施設間の連携を図り、生涯学習の充実に努める。
- (7) 地区公民館は、町民の暮らしに根付いた学びや町民が集い語り合う交流の場として定着させ、広く学習情報や学習機会の提供を行い、また、地域づくり、人づくりの拠点としての機能の充実を図る。
- (8) 命の尊さや個性尊重など人権を尊重する感覚を深め実践するための学習機会の充実を図る。
- (9) 生涯学習の基礎づくりとして、子育てやしつけなど青少年の健全育成も含めた家庭教育のあり方について考える機会を充実させ、家庭及び地域の教育力の向上を図る。

3 青少年の健全育成

- (1) 家庭における健全育成への取り組みと、青少年育成町民会議や青少年愛護センター事業の充実を図り、青少年を取巻く環境の浄化と非行防止を図る。
- (2) ジュニアリーダー・シニアリーダーとその指導者の育成を通して、社会性豊かな青少年を育成する。

- (3) 豊かな自然や様々な人々との触れ合いを通じ、心身のたくましさや道徳性を培うことができるよう、学校や地域との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの学習の場の提供に努める。
- (4) 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため「放課後児童健全育成事業」を推進する。
- (5) グローバルな視野を備えた人材を育成するために、国際交流事業を推進する。

4 生涯スポーツの振興

- (1) 誰でも気軽に楽しめる生涯スポーツの振興を図り、町民の年齢、性別、体力に応じたスポーツ活動に参加できる機会の拡大に努める。
- (2) 競技力向上のため、体育協会やスポーツ少年団等の社会体育関係団体との連携強化を図り、指導者の育成に努める。
- (3) スポーツを通して町民の交流を深め、明るく活力あるまちづくりを推進する。
- (4) 総合型地域スポーツクラブ「スポーツクラブわかさ」の充実・発展を図る。
- (5) 平成30年福井国体に向けた選手育成、競技力の向上に取り組むとともに、町民のスポーツに対する意識と健康志向の高揚を図る。

5 文化財保護と芸術文化の普及

- (1) 町の歴史遺産や有形無形の文化財の保護・保存に対する町民の理解を深め、文化財の調査・研究とその保存活用を図る。また縄文博物館、歴史文化館、熊川宿公開施設の機能を向上させ、文化の情報発信を行う。
- (2) 国指定名勝の三方五湖、国選定の熊川宿や古墳等、ふるさとの歴史・景観・町並みへの誇りや愛着を深め、豊かな人間性を育む。
- (3) 里地・里山・里海湖の自然遺産や地質年代の世界標準となった水月湖年縞など、貴重な自然を身近に体感しながら、自然との共生と循環のなかで生きていくことを学んでいく。
- (4) 芸術文化活動への積極的な参加を奨励すると共に、各種文化団体やサークル活動を育成し、優れた知性と心豊かな文化意識の高揚に努める。
- (5) 文化の薫り高い若狭町を創造するため、パレア若狭をはじめ、他の文化施設の機能の充実と連携を図り、芸術文化に触れる機会を拡充する。
- (6) 若狭町に残る多くの文化的伝統行事や伝統芸能を保存・継承するため、住民の伝統文化への関心を高め、後継者の育成を図る。